



みどり豊かな自然環境の保全を推進します

この条例は良好な自然環境を保全するため、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、豊かな自然との共生を図ることを目的としています。

条例の主な内容

生態系への配慮

人々の生活や開発行為等の影響により市内の野生動植物が減少してきています。また、国内外から動植物が人為的に移入されると、在来動植物の生息環境が乱され、地域固有の生態系が影響を受けるため、正当な理由がなく次の行為を行ってはいけません。

- 自然を損傷したり汚損すること
- 動植物を捕獲、採集、損傷したり外来種を導入するなどにより生態系に著しい影響を与えること

自然環境保全地域の指定

自然環境がすぐれている地域や野生動植物の生息地等、自然環境の保全が必要と思われる地域を自然環境保全地域(以下「保全地域」として指定します)。

指定された保全地域内では建築物や工作物を新築する場合などは許可が必要となります。

事前協議及び自然環境影響調査

保全地域内で3,000平方メートル以上の開発を行う場合は事前に市と協議を行い、土地の形質変更を伴う場合は自然環境影響調査を行うことが必要です。

その結果は広く市民に公表します。

自然環境保全推進委員

自然環境保全推進委員を市民の中から委嘱し、協力し合いながら、自然環境保全のための情報の提供や普及啓発を推進します。

罰則規定

条例の違反に対しては、場合によって罰則を適用する事もあります。また、修復が必要な場合は原因者が自ら復元することになります。

自然環境保全条例の体系

良好な自然環境の保全と豊かな自然との共生(第1条)

市・事業者・市民の責務(第3条、第4条)

生態系への配慮(第5条) 開発等における配慮(第6条)

調査研究(第7条) 野生動植物の保護(第8条)

自然環境保全地域内

自然環境保全地域の指定(第9条)
1.保全計画の策定(第10条)
2.保全事業の執行(第11条)
3.保全地域内における行為の許可等(第12条)
4.中止命令等(第13条)
5.報告(第14条)

保全地域内における開発行為の事前協議
1.事前協議(第15条)
2.自然環境影響調査(第16条)
3.公表(第17条)
4.適用除外(第18条)
5.指導、勧告、中止措置等(第19条)

検査及び立入り(第20条) 原因者負担(第21条)

実地調査(第22条)

罰則(第26条から第29条)

違反者の公表(第24条)

自然環境保全推進委員(第23条)

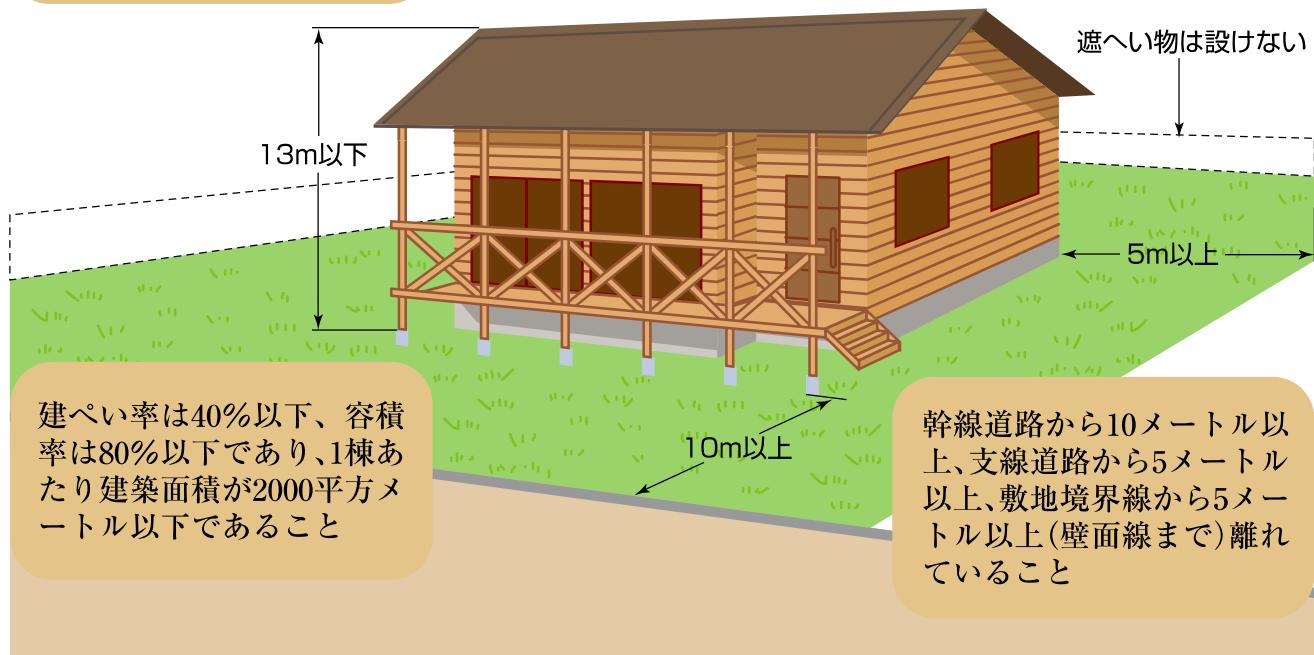
保全地域内における許可行為及び基準

1

●建築物の場合

建築物の高さが地盤面から
(人工地盤を除く)13メートル以下であること

形態及び色彩が自然と調和すること
へい、その他遮へい物は設けないこと



●広告物の場合

面積は5平方メートル以内
(誘導標は1平方メートル以内)、全体表示面積は10平方メートル以内(誘導標は2平方メートル以内)とすること

材質は木質觀とし、高さは5メートル以下とすること
照明は下向きとし、保安上必要なものを除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用しないこと



2

造成、開墾の他、工作物の新築、改築、増築又は鉱物の掘削、土石の採取などのために土地の形質を変更すること

分譲地等を造成する場合は一分譲区画の面積がすべて700平方メートル以上であること



分譲地等を造成する場合、こう配が30度を超える傾斜地や幹線道路の路肩から10メートル以内、支線道路の路肩から5メートル以内の土地は保存緑地とすること

3

行為を行う土地及びその周辺の土地の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないとこと



4

行為を行う土地及びその周辺の土地の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないとこと

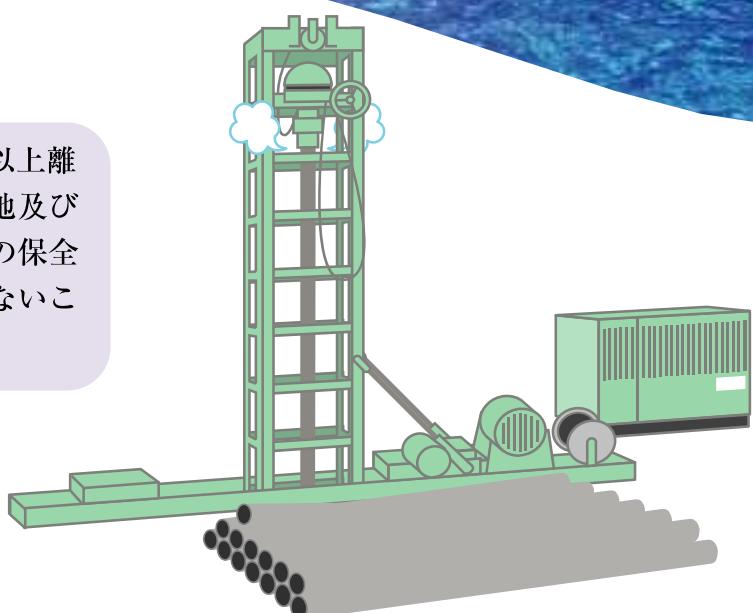
5



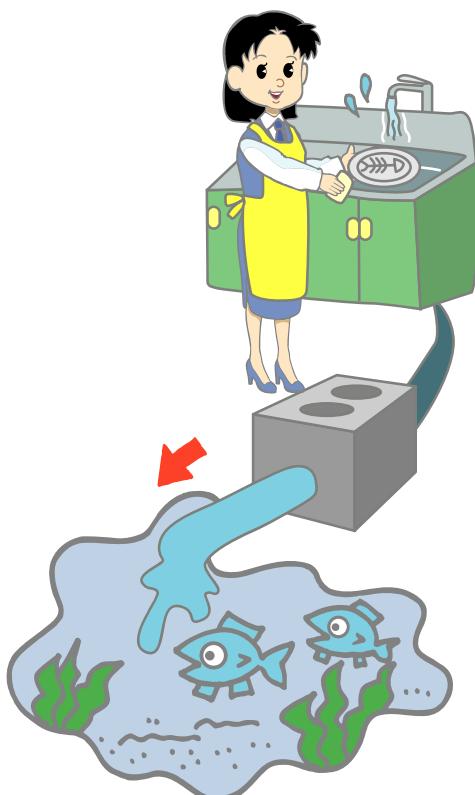
行為を行う土地及びその周辺の土地の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと

6

既存の井戸から300メートル以上離すこととし、掘削を行う土地及びその周辺の土地の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと



7



排水を放流し、又は地下浸透させる場合は、次に掲げる要件に該当し、行為を行う土地及びその周辺の土地の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと

- (1)住宅、事業所及び別荘については浄化槽（浄化槽法に規定するもの）を設置することとし、長野市浄化槽の設置及び維持管理等に関する指導要綱に基づいて維持管理を行うこと
- (2)井戸の周辺30メートル以内は地下浸透処理をしないこと
- (3)排水を放流する場合は排水先の水路の構造等その維持管理上支障のないようにすること
- (4)排水先が確保できない等やむを得ず地下浸透させる場合は長野市浄化槽放流水の地下浸透に関する指導要綱に基づく構造として維持管理を行うこと

浄化槽に関する問い合わせ先
環境政策課（環境保全担当）
電話026-224-8836



申請の流れ



その他の行為

- (1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は改裝すること
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること
- (4) 木竹を伐採すること
- (5) 水面を埋め立てること
- (6) 井戸を掘削すること
- (7) 排水を放流し、又は地下浸透させること

事前協議

環境審議会で別に定めるもの

3,000m²以上
の開発

土地の形質
変更を伴うもの

自然環境影響調査の実施

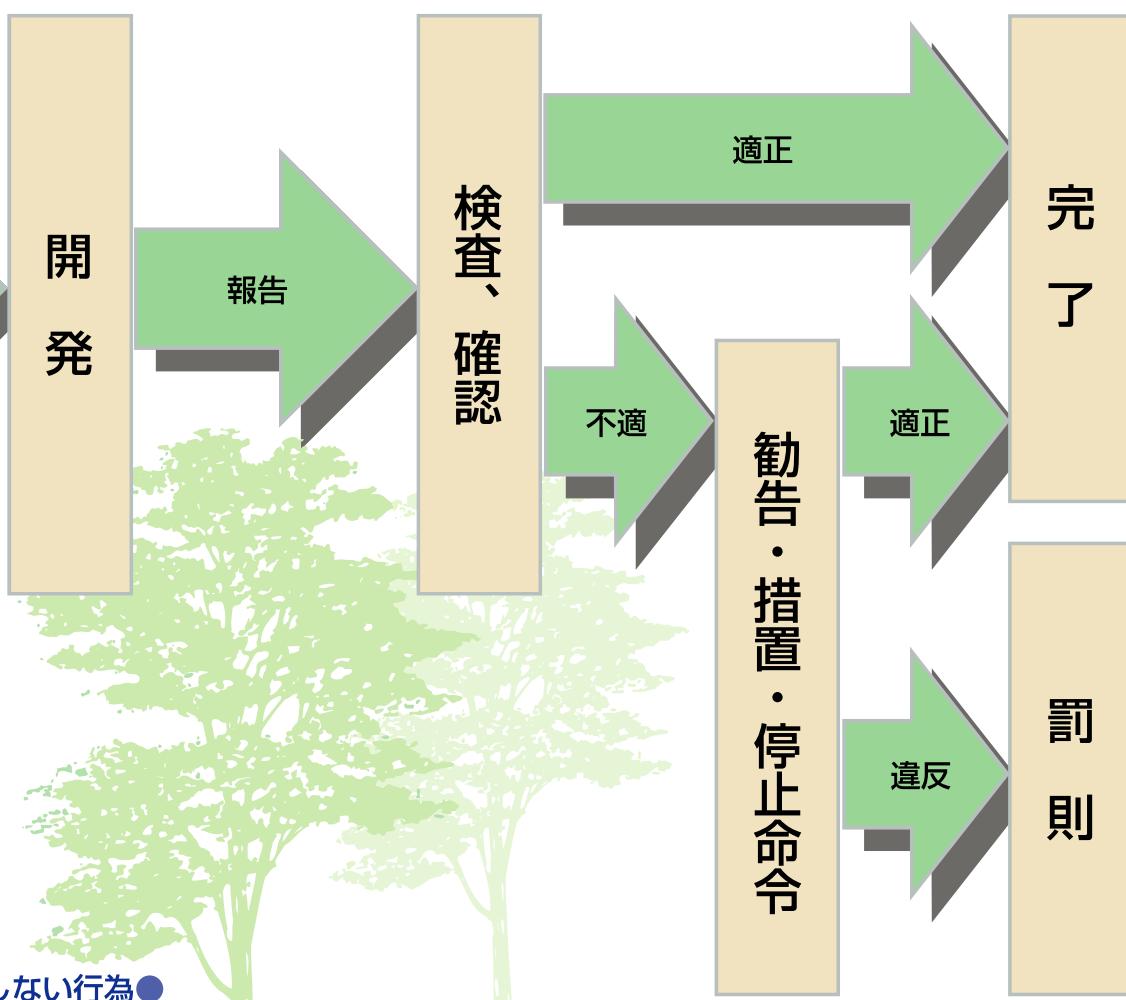
届出

結果の公表

許可申請

事前協議後 許可申請

許可申請



●許可を要しない行為●

- (1)保全事業の執行として行う行為
- (2)通常の管理行為又は軽易な行為のうち規則で定めるもの
〔例〕
法律に基づいて行われる行為
床面積の合計が50平方メートル以下の建築物の新築等
森林保育のための下草刈り、つる切り、枝打ち、除伐等
- (3)自然公園地域、長野県自然環境保全地域及び郷土環境保全地域内で行われるものうち、次に掲げる行為
 - ①建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は改装すること
 - ②宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること
 - ③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること
 - ④木竹を伐採すること
 - ⑤水面を埋め立てること
- (4)国及び地方公共団体が行う行為で規則で定めるもの
※自然公園地域、長野県自然環境保全地域及び郷土環境保全地域ではそれぞれの法律、条例に基づく手続きが必要です。

添付書類

- (1)行為地の位置を明らかにした地形図
- (2)行為地及びその付近の状況を明らかにした概況図及びカラー写真
- (3)行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4)行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元方法を明らかにした図面
- (5)その他市長が指定する書類